

平成 30 年 12 月 21 日

日向市議会議長 甲斐 敏彦 様

提出者 議員定数に関する調査特別委員会
委員長 黒 木 金 章



議 案 提 出 書

下記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

記

委員会提出議案第 6 号 日向市議会議員定数条例の一部を改正する条例

日向市議会議員定数条例の一部を改正する条例

日向市議会議員定数条例（平成14年日向市条例第34号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により、日向市議会の議員の定数を <u>22人</u> とする。	地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により、日向市議会の議員の定数を <u>20人</u> とする。

附 則

この条例は、平成31年1月1日以後初めて告示される一般選挙から施行する。